

1. 政策名

保険をめぐる諸問題への適切な対応

2. 政策の目標

(目標)

保険をめぐる諸問題に適切に対応するため、金融審議会の第二部会から示された「生命保険をめぐる諸問題への対応 今後の進め方」を踏まえ、保険会社の財務基盤の充実や保険契約者からの信頼の向上等に資するよう引き続き対応を図る。

(業績指標) 保険をめぐる諸問題への対応状況

(説明)

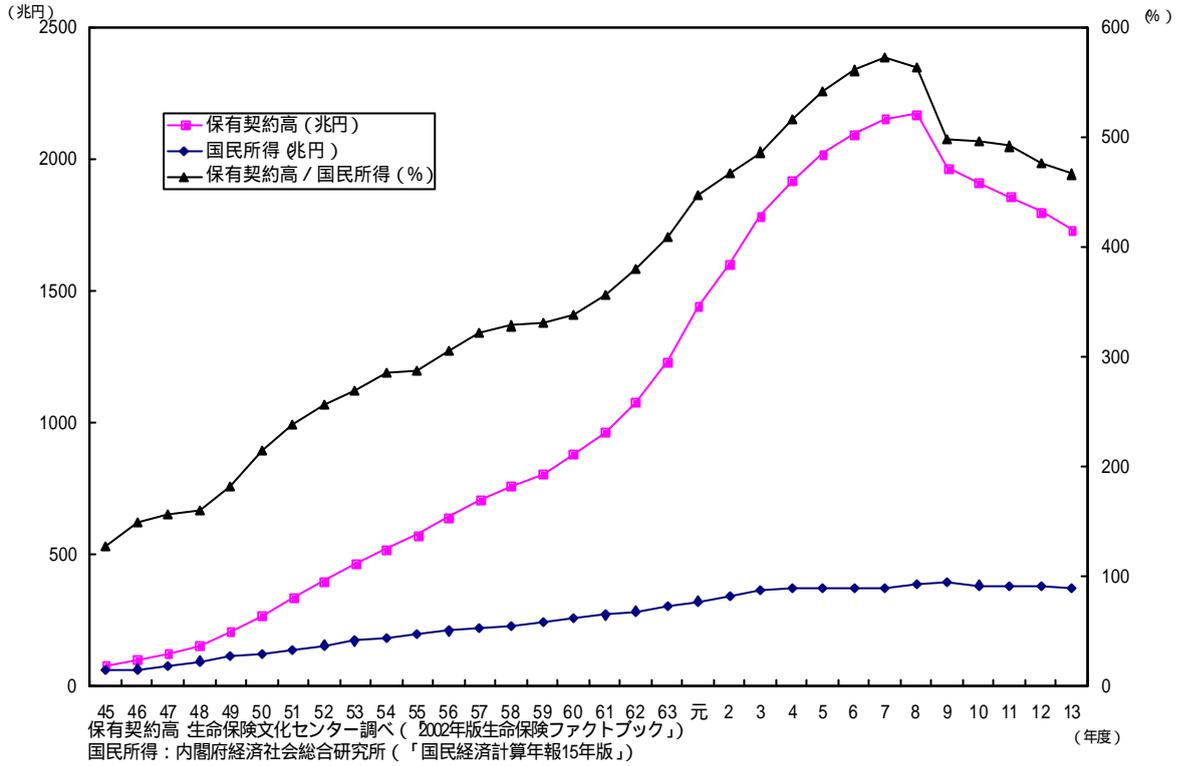
近年の生命保険会社を取り巻く状況は、生命保険市場の成熟化に加え、超低金利の長期化や株価の低迷など、構造的に厳しいものとなっています。また、損害保険会社にとっては、株価の低迷や米国テロに伴う巨額の保険金支払いなどにより、近年、厳しい経営環境にあります。さらに、保険会社全体をみても、規制緩和の進展と相まって、生保・損保の各業態内の競争に加え、生損保間の競争、さらには他の金融分野との競争も激しさを増している状況にあります。

特に、生命保険会社にとっては、厳しい経営環境等を反映して、解約の増加、新規契約の伸び悩みに代表される「生保離れ」等が指摘される中で、バブル期前後に、高い運用利回りを実現することを前提に低い保険料で保険契約者と契約したことにより、予想した運用利回り(いわゆる「予定利率」と実際の運用利回りの間で大きな差が生じており(いわゆる「逆ざや」)、生命保険会社全体としては、毎年1兆数千億円の赤字要因が生じています(【資料1-7-1】～【資料1-7-3】参照)。

こうした保険をめぐる諸問題に適切に対応するためには、総合的な取組みが必要であるとの認識のもと、金融審議会第二部会において、生命保険会社の財務基盤の充実、保険契約者からの信頼の向上、多様な保険商品開発の促進、監督手法の整備、保険契約の契約条件の変更等の問題について多角的な検討を行い、平成13年6月に「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」が、同年9月に「生命保険をめぐる諸問題への対応 今後の進め方」が取りまとめられました。

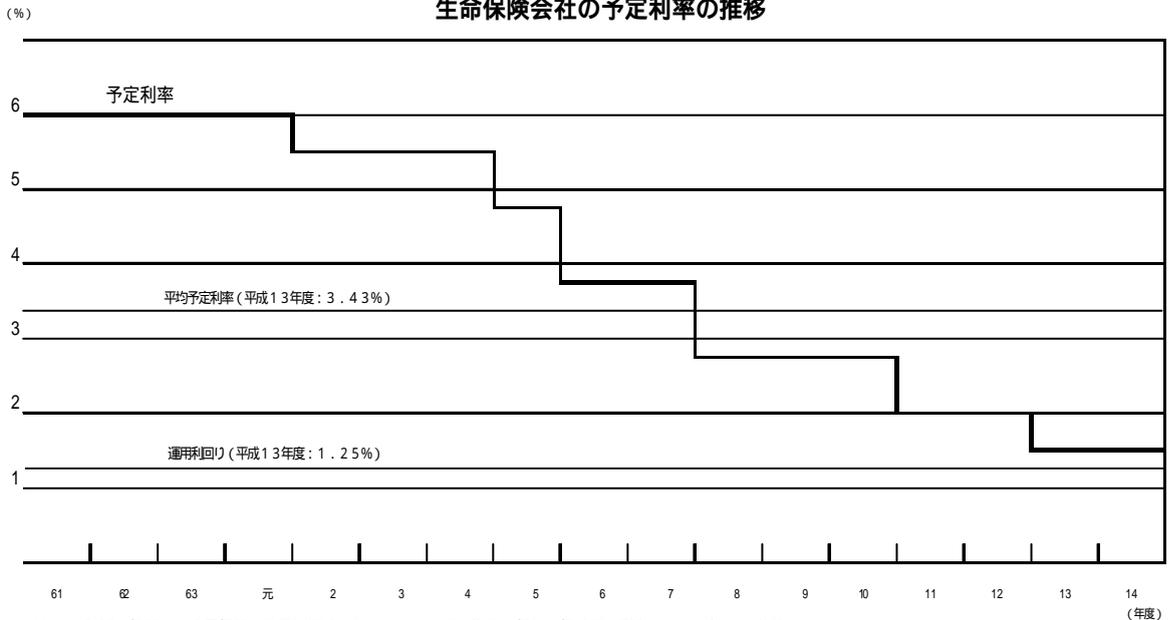
これを受けて、平成13事務年度においては、各生命保険会社にとっては、財務基盤の強化や経営合理化の推進等の経営努力を、行政当局にとっては、社員配当ルールの弾力化やディスクロージャーの改善等の必要な制度整備を実施してきておりますが、今後とも更なる取組みが必要な状況となっています。

【資料 1 - 7 - 1 生命保険契約高と国民所得】



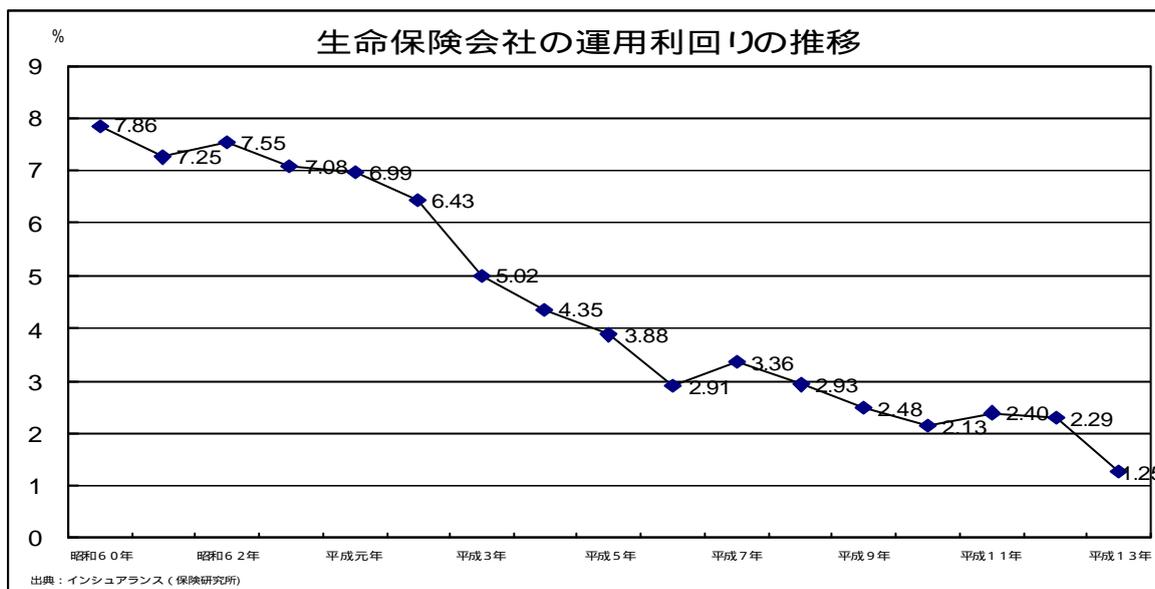
【資料 1 - 7 - 2 生命保険会社の予定利率の推移】

生命保険会社の予定利率の推移



(注1) 昭和60年度～平成元年度の予定利率6%については、保険期間10年超20年以下の養老保険の一般的な水準。
(注2) 平成2年度～平成4年度の予定利率5.5%については、保険期間10年超の養老保険の一般的な水準。
(注3) 平成5年度～平成7年度の予定利率4.75%及び3.75%については、養老保険の一般的な水準。
(注4) 平成8年度以降の予定利率については、標準予定利率(平成8年大蔵省告示第48号)。

【資料 1 - 7 - 3 生命保険会社の運用利回りの推移】



3. 現状分析及び外部要因

保険会社の平成 14 年度決算概要

(1) 生命保険会社（【資料 1 - 7 - 4】参照）

生命保険会社（全 42 社）の平成 14 年度決算の状況は、以下のとおりとなっています。

保有契約の状況

個人保険及び個人年金保険の契約状況をみると、新契約（転換純増¹を含む。）は、全体では引き続き前年度を下回って（ 4.5% ）おり、厳しい状況が続いています。また、解約失効高は前年度に比し、減少（ 12.2% ）しました。

これらの結果、保有契約高は全体で 1,278 兆円となり、引き続き減少（ 3.5% ）しました。

損益の状況

保険料等収入は、保有契約高が減少したものの、各社とも既契約内容の充実等に努めたことから、全体で前年度比微減（ 1.6% ）にとどまり、25.8 兆円となりました。

一方、保険金等支払金は、解約失効高が減少したことから、23.6 兆円と前年を下回りました（ 16.9% ）。

¹ 「転換純増」とは、転換に伴って増加する保険金額の増加分のことであり、例えば、保険金 2000 万円の契約を 3000 万円の契約に転換した場合、増加した部分である 1000 万円のことをいいます。

生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎利益²は、全体で2.1兆円で、いわゆる「逆ざや」を補った上で、なお利益が出ている状況となっています。

なお、株価の下落に伴い、多額の減損処理を行ったことなどから、当期利益は2,273億円となり、大幅な減益（35.9%）となりました。

また、有価証券の含み益は、株価の低迷に伴い減少（13.8%）し、全体で4.3兆円となりました。

ソルベンシー・マージン比率の状況

各社のソルベンシー・マージン比率³は、株価の下落に伴う有価証券含み益の減少や減損処理などにより、低下した会社もあるが、いずれの会社においても健全性の基準である200%を上回りました。

【資料1-7-4 生命保険会社の平成14年度決算の概要（速報ベース）】

	13年3月期 (=12年度決算)		14年3月期 (=13年度決算)		15年3月期 (=14年度決算)	
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率
新契約+転換純増 (兆円)	133	3.2	130	4.5	124	4.5
解約失効高 (兆円)	123	12.7	144	5.8	127	12.2
保有契約高 (兆円)	1,315	8.8	1,325	2.9	1,278	3.5
基礎利益 (億円)	22,147	-	22,611	0.8	21,503	4.9
当期利益 (億円)	6,663	28.0	3,853	45.5	2,273	35.9
総資産 (兆円)	183	3.6	184	2.8	179	2.5
有価証券含み損益 (億円)	86,426	22.9	50,723	41.9	43,722	13.8

(注1) 14年3月期の増減率は、2期比較不可能なエイアイジー・スター、ジブラルタ、ティ・アンド・ディ生命を控除して計算。

(注2) 新契約+転換純増、解約失効高、保有契約高は、個人保険及び個人年金保険の合計。

(注3) 「公表逆ざや額」（ヒアリングベース）は以下のとおり。なお、14年3月期より算出方法が業界において統一されている。
逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金残高

公表逆ざや額 (億円)	14,191	12.2	13,663	3.7	12,757	6.6
-------------	--------	------	--------	-----	--------	-----

² 「基礎利益」とは、生命保険会社の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の営業利益や銀行の業務純益に近いものです。基礎利益 = 経常利益 - 臨時損益 - キャピタル損益で表されます。

³ 「ソルベンシー・マージン比率」とは、通常の予測を超えて発生するリスクに対し、どの程度の支払余力を有しているかを示す指標のことをいいます。

(2) 損害保険会社 (【資料1 - 7 - 5】参照)

損害保険会社の平成14年度決算の状況は、以下のとおりとなっています。

元受契約の状況

元受正味保険料は前年度に比し、積立保険を含んだベースで増加(2.4%)しており、積立保険を除いたベースでも、前年度に引き続き増加(3.4%)となりました。

損益の状況

正味収入保険料は、自賠償保険の政府再保険制度の廃止等により7.4兆円と前年度に引き続き増加(7.1%)となりました。

(ア) 株式相場下落の影響を受け、減損処理等を行ったものの、(イ) 大規模な災害が発生しなかったことを主因として、正味支払保険金が減少したことにより、経常利益は、1,957億円の黒字となりました。

ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、株式相場下落等を背景に一部の会社において低下したものの、早期是正措置の対象会社については、健全性の基準である200%を上回りました。

【資料1 - 7 - 5 損害保険会社の平成14年度決算の概要(速報)(全社ベース)】

(単位: 億円、%)

	12年度 (=13年3月期)		13年度 (=14年3月期)		14年度(速報) (=15年3月期)	
		対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率
元受正味保険料 (積立保険料含む)	94,439	0.8	91,328	2.0	93,370	2.4
元受正味保険料 (積立保険料除く)	77,585	1.5	77,191	0.7	79,682	3.4
正味収入保険料	70,135	1.0	69,675	0.6	74,587	7.1
正味支払保険金	38,321	1.5	37,659	0.5	37,277	1.0
経常利益	3,229	6.5	1,297	140.1	1,957	253.5
総資産	350,734	15.0	334,833	3.4	306,958	8.3

注1) 12年度は63社(第一火災を除く)ベース、13年度は57社(大成火災を除く)ベース、14年度は54社ベース。

注2) 13年度の対前年増減率は、12年度の計数から大成火災を除いたものに対する増減率

4．事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

契約条件の変更を可能とする枠組み等の整備関係

ア．契約条件の変更（15年5月保険業法改正案国会提出）

保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更（予定利率の引下げ）を可能とする枠組み等を整備しました。

イ．基金及び基金償却積立金の取扱い（15年5月保険業法改正案国会提出）

(ア) 基金に係る債務の免除についての法的手当

基金に係る債務の免除を受けたときは、その免除を受けた金額に相当する金額を、基金の総額から控除し、基金償却積立金として積み立てなければならぬこととしました。

(イ) 基金償却積立金の取崩しに関する規定の見直し

相互会社は、社員総会の特別決議により基金償却積立金を取り崩すことができることとし、この場合においては、保険株式会社の資本の減少の規定を準用することとしました。

生保のセーフティネットの再構築関係（15年5月保険業法改正）

保険契約者等の保護を図り、生命保険に対する信頼を確保するため、平成15年度から17年度までの破綻について、5000億円（業界対応分：1000億円、国対応分：4000億円）の規模のセーフティネットを整備しました。

金融審第二部会中間報告（13年6月）関係

ア．生命保険会社の財務基盤の充実

株式会社化の枠組みの積極的な活用（15年5月保険業法改正）

a. 基金の償却

相互会社が組織変更の際に組織変更後の株式会社の増資を行う場合、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、基金の償却をする必要がないこととしました。

b. 新会社の資本及び取締役等のおてん補責任

組織変更時における組織変更後の株式会社に現に存する純資産額が、社員に割り当てた組織変更後の株式会社の株式の発行価額の総額に不足する場合、組織変更の決議の当時の相互会社の取締役等が組織変更後の株式会社に対し連帯してその不足額を支払う義務は、株主総会の特別決議がある場合に限り、

免除することができることとしました。

c. 組織変更時の株式の発行

相互会社が組織変更の際して組織変更後の株式会社の増資を行う場合、商法の会社設立の規定に代えて、新株の発行に関する規定を準用することとしました。

d. 株式交換等の際して発行する完全親会社の株式の割当て

相互会社が組織変更の際して組織変更後の株式会社の増資とともに株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」という。）を行う場合、当該増資に係る払込み又は現物出資の給付をした株式の引受人は、完全親会社が当該株式交換等の際して発行する株式の割当てを受けることとしました。

イ. 保険契約者からの信頼の向上

社外取締役の拡充等他の機関の強化（15年5月保険業法改正）

a. 委員会等設置相互会社

相互会社について、商法特例法における委員会等設置会社に関する規定を準用すること等により、社外取締役等からなる三委員会（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会）及び業務執行を担当する執行役を置く委員会等設置相互会社についての規定を設けることとしました。

b. 重要財産委員会

相互会社について、商法特例法における重要財産委員会に関する規定を準用すること等により、重要な財産の処分等を決定する重要財産委員会についての規定を設けることとしました。

ウ. 監督手法の整備

（ア）中間業務報告書の導入（15年5月保険業法改正）

保険会社は、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととするとともに、当該保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結した中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととしました。

（イ）資産運用規制のあり方の見直し（15年6月保険業法施行規則改正）

外貨建保険契約（保険金等の額を外貨で表示する保険契約）に係る資産の当該外貨建の資産による運用について、外貨建資産の運用制限の対象から除外す

ることとしました。

(2) 評価

4.(1)で掲げた政策は、いずれも第156回通常国会において成立した法律に基づく制度整備ですが、制度の整備により、それぞれ今後以下のような成果が期待されます。

契約条件の変更を可能とする枠組み等の整備関係

超低金利が継続する中で、「逆ざや」問題を解決し保険契約者の保護を図るために整備したものであり、これにより、保険会社の経営の選択肢の多様化が図られるものと思われま

生保のセーフティネットの再構築関係

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、保険契約者等の保護を図るために整備したものであり、これにより、保険業に対する信頼性が維持され、保険会社の経営の安定化に寄与するものと思われま

金融審第二部会中間報告(13年6月)関係

相互会社への委員会等設置会社制度の導入や株式会社化に関する制度(基金の現物出資等)等の整備により、保険会社の経営手段の多様化等が図られ、保険会社の経営の安定化に寄与するものと思われま

5. 今後の課題

(1)近年の生命保険市場の成熟化や超低金利の継続など、生命保険業を取り巻く環境の変化は、逆ざや問題をはじめとした多くの構造的な課題を投げかけています。また、損害保険業においても、株価の低迷や競争の激化等、厳しい経営環境が続いています。

こうした中において、各保険会社においては、経費削減、新商品の開発、販売チャネルの見直し、再編・業務提携の推進、株式会社化など各般の経営努力を積み重ねているところですが、今後とも更なる取組みが求められています。

(2)また、金融取引のインフラの変化等を背景として、海外からの国内保険市場への進出や、事業会社等のいわゆる異業種による金融・保険業への参入とともに、銀行等による保険商品の販売など業態を越えた新しいタイプの金融サービスの提供が進んでいますが、今後、更に規制改革に取り組んでいく必要があります。

(3)このほか、現在、保険会社が破綻した場合のセーフティネットとして、生・損保それぞれに保険契約者保護機構が設立されていますが、

生命保険契約者保護機構については、現在の政府補助のスキームが平成17年度ま

でに破綻した会社に関り適用される特例措置であること

損害保険契約者保護機構については、規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)において、「損害保険の特性にも留意しつつ見直しを検討すべき」との指摘があること

から、今後、これらの点について、幅広く検討していく必要があります。

(4) このように、今後更なる取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。また保険制度に係る企画立案の事務を着実かつ効率的に遂行するという体制整備面の措置が必要です。

6. 当該政策に係る端的な結論

4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、近年の生命保険市場の成熟化や超低金利の継続など生命保険業を取り巻く環境の変化や、株価の低迷や競争の激化など損害保険業を取り巻く厳しい経営環境の継続を踏まえ、今後更なる取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、保険会社の財務基盤の充実や保険契約者からの信頼の向上等に向けた制度整備の実施状況等により、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 規定の整備状況
- ・ 保険会社の決算・業務関係資料

9. 担当部局

総務企画局信用課保険企画室、監督局保険課